

みよし市水防計画の修正(案)要旨

I 水防計画修正の根拠

市町村水防計画は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項をまとめたものであり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないとされている（水防法第33条第1項）。

また、市町村水防計画を変更する場合は、市町村防災会議に諮ることとされている（水防法第33条第2項）。

II 主な修正内容

1 災害対策基本法の改正

<修正箇所>

- 第4章 第1節 種類及び通知基準
- 第5章 第5節 避難
- 第6章 第1節 応援の要請
- 第7章 第1節 水防訓練
- 第3節 水防報告と水防記録

<新旧対照表>

- 第4章 p 3
- 第5章 p 4
- 第6章、第7章 p 5

現行（令和3年2月修正）	修正（令和4年3月修正）
第4章 水位周知河川における水位到達情報	第4章 水位周知河川における水位到達情報
第1節 種類及び通知基準	第1節 種類及び通知基準
<p>知事は、水位周知河川として指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。</p> <p>また、避難のための立退きの<u>勧告又は</u>指示の判断に資するため、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。</p> <p>通知する情報の種類、通知基準は、次のとおりである。</p>	<p>知事は、水位周知河川として指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。</p> <p>また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。</p> <p>通知する情報の種類、通知基準は、次のとおりである。</p>

<p>第5章 水防活動</p>	<p>第5章 水防計画</p>
<p>第5節 避難</p>	<p>第5節 避難</p>
<p>1 避難の指示 <u>又は勧告</u></p> <p>水防管理者（市長）は、「第4章 第2節 県が行う水位情報の通知及び周知」に記載される河川が避難判断水位に達し、かつ、その管轄区域内において洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のため立退きを指示、<u>又は勧告（以下「避難勧告等」という。）</u>する。この場合、豊田警察署長にその旨を通知する。</p> <p>なお、避難を確保するための措置については、みよし市地域防災計画（風水害編）に定めるものとする。</p> <p>2 <u>避難勧告等</u>の方法</p> <p>水防管理者（市長）が<u>避難勧告等</u>を行うときは、次の方法により周知を徹底し実効性を有すものとする。</p> <p>(1) <u>避難勧告又は避難指示</u>である旨、避難先、避難経路及び避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。</p> <p>(2) 防災行政無線、警鐘、サイレン、広報伝達等により伝達する。</p>	<p>1 避難の指示</p> <p>水防管理者（市長）は、「第4章 第2節 県が行う水位情報の通知及び周知」に記載される河川が避難判断水位に達し、かつ、その管轄区域内において洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のため立退きを指示する。この場合、豊田警察署長にその旨を通知する。</p> <p>なお、避難を確保するための措置については、みよし市地域防災計画（風水害編）に定めるものとする。</p> <p>2 <u>避難指示</u>の方法</p> <p>水防管理者（市長）が<u>避難指示</u>を行うときは、次の方法により周知を徹底し実効性を有すものとする。</p> <p>(1) 避難指示である旨、避難先、避難経路及び避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。</p> <p>(2) 防災行政無線、警鐘、サイレン、広報伝達等により伝達する。</p>
<p>第6章 他の水防機関との協力、応援</p>	<p>第6章 他の水防機関との協力、応援</p>
<p>第1節 応援の要請</p>	<p>第1節 応援の要請</p>
<p>4 水防協力団体</p> <p>(5) 河川管理者からの情報提供(ホットライン)</p> <p>洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う<u>避難勧告等</u>の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫の恐れがあるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用しているため、有効に活用するものとする。</p>	<p>4 水防協力団体</p> <p>(5) 河川管理者からの情報提供(ホットライン)</p> <p>洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う<u>避難指示</u>の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫の恐れがあるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用しているため、有効に活用するものとする。</p>
<p>第7章 水防訓練等</p>	<p>第7章 水防訓練等</p>
<p>第1節 水防訓練</p>	<p>第1節 水防訓練</p>
<p>1 水防訓練実施要領</p> <p>水防訓練は、次の項目について行うものとし、本市地域防災計画のうちの防災訓練と併せて行う。</p> <p>①～⑥（略）</p>	<p>1 水防訓練実施要領</p> <p>水防訓練は、次の項目について行うものとし、本市地域防災計画のうちの防災訓練と併せて行う。</p> <p>①～⑥（略）</p>

⑦ 避難（ <u>避難勧告等</u> の放送・伝達、居住者の避難）	⑦ 避難（ <u>避難指示</u> の放送・伝達、居住者の避難）
第3節 水防報告と水防記録	第3節 水防報告と水防記録
<p>1 水防報告</p> <p>水防管理者（市長）は、水防が終結したときは3日以内に次の事項を取りまとめて、別表様式1、様式2により豊田加茂建設事務所長に報告する。</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑧ <u>避難勧告及び立退きの指示</u>の発令日時、発令区域</p> <p>⑨～⑫（略）</p>	<p>1 水防報告</p> <p>水防管理者（市長）は、水防が終結したときは3日以内に次の事項を取りまとめて、別表様式1、様式2により豊田加茂建設事務所長に報告する。</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑧ <u>避難指示</u>の発令日時、発令区域</p> <p>⑨～⑫（略）</p>

2 水位情報の修正

<p><修正箇所></p> <p>■第4章 第2節 県が行う水位情報の通知及び周知</p> <p><新旧対照表></p> <p>■第4章 p 4</p>
--

第4章 水位周知河川における水位到達情報	第4章 水位周知河川における水位到達情報																												
第2節 県が行う水位情報の通知及び周知	第2節 県が行う水位情報の通知及び周知																												
(2) 水位到着情報の通知の対象となる基準観測所及び基準水位	(2) 水位到着情報の通知の対象となる基準観測所及び基準水位																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>水防特殊通報</th> <th>氾濫注意警戒</th> <th>出動</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫危険(特殊警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逢妻川</td> <td>豊田市千足</td> <td><u>1.45</u>m</td> <td><u>1.80</u>m</td> <td><u>1.90</u>m</td> <td><u>1.90</u>m</td> <td><u>2.20</u>m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	水防特殊通報	氾濫注意警戒	出動	避難判断	氾濫危険(特殊警戒)	逢妻川	豊田市千足	<u>1.45</u> m	<u>1.80</u> m	<u>1.90</u> m	<u>1.90</u> m	<u>2.20</u> m	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>水防特殊通報</th> <th>氾濫注意警戒</th> <th>出動</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫危険(特殊警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逢妻川</td> <td>豊田市千足</td> <td><u>1.55</u>m</td> <td><u>1.85</u>m</td> <td><u>2.10</u>m</td> <td><u>2.20</u>m</td> <td><u>2.50</u>m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	水防特殊通報	氾濫注意警戒	出動	避難判断	氾濫危険(特殊警戒)	逢妻川	豊田市千足	<u>1.55</u> m	<u>1.85</u> m	<u>2.10</u> m	<u>2.20</u> m	<u>2.50</u> m
河川名	観測所名	水防特殊通報	氾濫注意警戒	出動	避難判断	氾濫危険(特殊警戒)																							
逢妻川	豊田市千足	<u>1.45</u> m	<u>1.80</u> m	<u>1.90</u> m	<u>1.90</u> m	<u>2.20</u> m																							
河川名	観測所名	水防特殊通報	氾濫注意警戒	出動	避難判断	氾濫危険(特殊警戒)																							
逢妻川	豊田市千足	<u>1.55</u> m	<u>1.85</u> m	<u>2.10</u> m	<u>2.20</u> m	<u>2.50</u> m																							